

○緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について

令和5年8月24日

道本交規第1782号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

大規模災害に伴う交通規制の実施に係る基本的事項については、「大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）」（令5.8.24道本交規第1781号）により示達されたところであるが、緊急通行車両の確認等に係る事務手続の細目的事項について、別添のとおり「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領」を制定し、令和5年9月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

緊急通行車両の確認等 に係る事務手続要領

【凡例】

- 「 災 対 法 」： 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 「災対法施行令」： 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
- 「災対法施行規則」： 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）
- 「 大 震 法 」： 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- 「大震法施行令」： 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）
- 「大震法施行規則」： 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）
- 「 原 災 法 」： 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- 「原災法施行令」： 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）
- 「 国 民 保 護 法 」： 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
- 「国民保護法施行令」： 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
- 「 緊 急 交 通 路 」： 災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間
- 「 標 章 」： 災対法施行規則別記様式第4の標章又は大震法施行規則別記様式第7の標章
- 「 証 明 書 」： 災対法施行規則別記様式第5の緊急通行車両確認証明書又は大震法施行規則別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書

第1 目的

この要領は、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

大規模災害発生時において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次のa～iに掲げる事項について行うものとされている。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

アで示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

2 確認手続に係る留意事項

緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

ア 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

イ 標章及び証明書の交付

緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

ウ 標章及び証明書の記載事項

(7) 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すとともに、左上等の余白部分に交付番号を記入する。

交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(a) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁とする。

(b) 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目

交付場所（所属等）の6桁とする。この場合において、警察本部、方面本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所にあつては当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

なお、共通コードについては、別表のとおりである。

(c) 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目

原則として「00」とし、交通検問所ごとに標章及び証明書の交付数を明らかにする必要がある場合などは、別途指示するものとする。

(d) 16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

1 災対法に基づく緊急通行車両

2 災対法に基づく規制除外車両

3 大震法に基づく緊急輸送車両

4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両

5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(e) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

(4) 証明書

a 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

b 「車両の用途」欄

原則として1のアに掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

c 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応

急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」と記載する。

d 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

エ 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

オ 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する1アに掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

3 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る事務処理要領

(1) 申出先

災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、方面本部交通課又は警察本部交通規制課において当該確認を行うものとする。

また、申出は、警察庁、北海道及び道警察が整備するシステムを使用する方法により行うことができるものとする。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(7) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

- (イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

- (ロ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

- (エ) 留意事項

(ア)～(ロ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(ロ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(イ)の書類で足りることとなる。また、1通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができることとする。

その際、(イ)又は(ロ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

従前の運用（令和５年８月３１日まで）に基づき緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用人から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認し、申出書の記載内容と相違がない場合に限り、届出済証の提示をもって(2)のイの書類の提出を不要とする。

なお、届出済証の提示を受けた際は、届出済証の写しを作成し、申出書に添付するものとする。

(4) 申出の受理

ア 申出を受けた警察署長、方面本部交通課長又は警察本部交通規制課長は、申出書及び(2)のイの添付書類（以下「申出書類」という。）の提出を受け、１のア及びイに該当する車両であることを審査し、申出を受理すること。

なお、警察行政手続サイトを利用して申出がなされた場合は、警察本部交通規制課長が受理するものとする。

イ 申出を受理した場合には、申出書に「北海道警察文書管理規程」（平成27年警察本部訓令第６号）に定める文書收受印を押印し、「緊急通行車両等確認事務処理簿」（別記第１号様式。以下「事務処理簿」という。）で採番した当該年度の受理番号を付すとともに、事務処理簿に必要事項を記載すること。

(5) 申出書類の送付

申出を受理した警察署長又は方面本部交通課長は、(4)のイの措置後、「緊急通行車両等確認申出書類送付書」（別記第２号様式）を作成し、申出書類とともに警察本部交通規制課長（以下「主管課長」という。）に送付すること。

なお、警察署長及び方面本部交通課長は、送付前に当該申請書類の写しを作成し、事務処理簿に必要事項を記載した上で編さんすること。

(6) 標章及び証明書の作成

主管課長は、自所属で受理した申出書類及び警察署長、方面本部交通課長から送付を受けた申出書類について内容を確認した上で、標章及び証明書を作成し、「緊急通行車両等確認管理簿」（別記第３号様式）に必要事項を記載すること。

(7) 標章及び証明書の交付

ア 主管課長は、警察署長又は方面本部交通課長から送付を受けた申出書類に係る標章及び証明書を作成後、「緊急通行車両標章等送付書」（別記第４号様式）とともに送付すること。

イ 主管課長から標章及び証明書の送付を受けた警察署長又は方面本部交通課長は、事務処理簿に当該標章及び証明書の交付番号等を記載し、申出者に交付すること。

ウ 主管課長が受理した申出については、事務処理簿に必要事項を記載し、原則として直接申出者に交付するものとするが、申出者が当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署での交付を希望する場合は、該当警察署と事前調整の上で、「緊急通行車両標章等送付書」（別記第４号様式）とともに標章及び証明書を送付し、警察署に交付を依頼することができるものとする。

主管課長から標章及び証明書の交付の依頼を受けた警察署長又は方面本部交通課長が申出者に標章及び証明書を交付した際は、交付日等について主管課長に報告すること。

報告を受けた主管課長は、主管課における事務処理簿の標章交付者欄等に必要事項を記載すること。

4 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）における緊急通行車両であることの確認手続に係る事務処理要領

(1) 申出先

災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、警察署、方面本部交通課、警察本部交通規制課又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、方面本部交通課、警察本部交通規制課に限られるものではないことに留意すること。

また、警察署長は、災害発生時等における緊急通行車両であることの確認の事務を交通検問所に派遣した幹部警察官に代行させることができる。

(2) 申出の際に必要な書類

3の(2)と同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

災対法施行規則第6条第2項において、やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足る書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急きよ使用せざるを得ない場合には、添付書類を省略して受理するものとする。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略する場合には、当該申出書にその事由を記載させるとともに、証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては3の(3)と同様とする。

(5) 申出の受理

3の(4)と同様とする。

(6) 標章及び証明書の作成及び交付

申出を受理した警察署長、警察署長により交通検問所に派遣された幹部警察官、方面本部交通課長又は主管課長は、速やかに標章及び証明書を作成し、事務処理簿に当該標章及び証明書の交付番号等を記載し、申出者に交付すること。

また、警察署長又は方面本部交通課長は、災害発生時において自所属で標章及び証明書を作成し、申出者に交付した際は、標章及び証明書の交付数等を主管課長に報告すること。

5 標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納に係る事務処理要領

(1) 標章及び証明書の記載事項変更及び再交付

ア 申出先

標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合及び標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合の申出先は3の(1)と同様とする。

イ 申出の際に必要な書類

(7) 標章及び証明書の記載事項変更

- a 災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
- b 変更した事項を確かめるに足りる書類
- c 交付した標章及び証明書

(4) 標章及び証明書の再交付

- a 災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書
- b 標章及び証明書が残存する場合はその標章及び証明書

ウ 申出の受理

3の(4)と同様とする。

エ 申出書類の送付

3の(5)と同様とする。

オ 標章及び証明書の作成

3の(6)と同様とする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐものとする。

カ 標章及び証明書の交付

3の(7)と同様とする。

(3) 標章及び証明書の返納

ア 申出先

標章及び証明書の返納については、北海道公安委員会から交付を受けたものに限り、当該車両の使用の本拠の位置に関わらず、警察署、方面本部交通課、警察本部交通規制課において受理するものとする。

なお、他都府県公安委員会から交付を受けた標章及び証明書の返納の申出を受けた際は、交付を受けた公安委員会に返納するよう指導すること。

イ 返納の受理

返納の申出を受理した警察署長、方面本部交通課長又は主管課長は、申出者から返納理由を聴取した上で標章及び証明書の返納を受理すること。

ウ 標章及び証明書の廃棄

標章及び証明書の返納を受理した警察署長又は方面本部交通課長は、主管課長に報告し、細断により廃棄すること。

報告を受けた主管課長は、「緊急通行車両等確認管理簿」（別記第3号様式）の当該備考欄に経緯を記載するものとする。

6 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限

等)を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録(車両)番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて確認場所ごとに「緊急交通路通行車両管理簿」(別記第5号様式)に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両(規制除外車両)に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両(以下「自衛隊車両等」という。)であって特別の自動車番号標(ナンバープレート)を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

3 規制除外車両の事前届出に係る事務処理要領

(1) 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 事前届出先

第2の3の(1)と同様とする。

また、事前届出は警察庁、都道府県又は都道府県警察が整備するシステムを使用する方法により行うことができるものとする。

(3) 事前届出の際に必要な書類

ア 規制除外車両事前届出書(別記第6号様式)

イ 車検証の写し

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

ウ 次のいずれかの書類

(ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

(イ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

(ウ) 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)であることを確認することができる写真(ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(4) 事前届出の受理

ア 事前届出を受けた警察署長、方面本部交通課長又は主管課長は、必要な書類の提出を受け、2に該当する車両であることを審査し、受理すること。

なお、警察行政手続サイトを利用して申出がなされた場合は、主管課長が受理するものとする。

イ 事前届出を受理した場合には、規制除外車両事前届出書に文書收受印を押印し、「規制除外車両事前届出事務処理簿」（別記第7号様式。以下「事前届出事務処理簿」という。）に必要事項を記載すること。

(5) 事前届出書類の送付

事前届出を受理した警察署長又は方面本部交通課長は、(4)イの措置後、「緊急通行車両確認申出書類等送付書」（別記第2号様式）を作成し、事前届出書類とともに主管課長に送付すること。

なお、警察署長及び方面本部交通課長は、送付前に当該申請書類の写しを作成し、事前届出受理簿に必要事項を記載した上で編さんすること。

(6) 規制除外車両事前届出済証の作成

主管課長は、自所属で受理した事前届出書類及び警察署長、方面本部交通課長から送付を受けた事前届出書類について内容を確認した上で、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を作成し、「規制除外車両届出管理簿」（別記第8号様式）に必要事項を記載すること。

(7) 除外届出済証の交付

ア 主管課長は、警察署長又は方面本部交通課長から送付を受けた事前届出に係る除外届出済証を作成後、「緊急通行車両標章等送付書」（別記第4号様式）とともに送付すること。

イ 主管課長から除外届出済証の送付を受けた警察署長又は方面本部交通課長は、事前届出受理簿に必要事項を記載し、事前届出を行った者に交付すること。

ウ 主管課長が受理した事前届出については、事前届出受理簿に必要事項を記載し、原則として直接事前届出を行った者に交付するものとするが、事前届出を行った者が当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署での交付を希望する場合は、該当警察署と事前調整の上で、「緊急通行車両標章等送付書」（別記第4号様式）とともに除外届出済証を送付し、警察署に交付を依頼することができることとする。

主管課長から標章及び証明書の交付の依頼を受けた警察署長又は方面本部交通課長が事前届出を行った者に除外届出済証を交付した際は、交付日等について主管課長に報告すること。

(8) 事前届出済証の再交付等

除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交

付を行うものとする。

事務処理要領については、(3)から(7)と同様とするが、再交付等の申出を受理した際は、事前届出受理簿の備考欄に申出理由を記載しておくこと。

また、主管課長は、再交付の除外届出済証を作成する際は、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(9) 除外届出済証の返納

除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものになくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

返納の事務処理については、第2の5の(3)に倣って行うこととし、主管課長は、「規制除外車両管理簿」（別記第7号様式）の備考欄に経緯を記載するものとする。

4 災害発生時等における事前届出車両の確認

(1) 申出先

第2の4の(1)と同様とする。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 規制除外車両確認申出書（別記第9号様式。以下「除外申出書」という。）

イ 除外届出済証

(3) 申出の受理

確認の申出を受けた警察署長、警察署長により交通検問所に派遣された幹部警察官、方面本部交通課長又は主管課長は、必要な書類の提出を受け、申出を受理し、「規制除外車両確認証明書交付簿」（別記第10号様式）に必要事項を記載すること。

(4) 標章及び規制除外車両証明書の作成及び交付

申出を受理した際は、速やかに標章及び「規制除外車両証明書」（別記第11号様式。以下「除外証明書」という。）を作成し、「規制除外車両確認証明書交付簿」（別記第10号様式）に当該標章及び除外証明書の交付番号等を記載し、申出者に交付すること。標章及び除外証明書の交付番号は第2の2のウによるものとし、有効期限については、原則として交付の日から起算して1か月後の日とする。

また、警察署長又は方面本部交通課長は、災害発生時において自所属で標章及び除外証明書を作成し、申出者に交付した際は、標章及び除外証明書の交付数等を主管課長に報告すること。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

ア 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

(7) 申出先

第2の4の(1)と同様とする。

(イ) 確認の際に必要な書類

a 除外申出書

b 車検証の写し

c 2のア～エに応じた3の(3)の(ア)～(エ)に掲げる書類

(ウ) 事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認の申出があった場合については、事前届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(エ) 確認に係る留意事項

交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

イ 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行うこととなるが、事前届出の対象となっていない規制除外車両の範囲の拡大については、全国的な斉一を図る必要があるため、別途連絡する。

なお、第二局面における規制除外車両の確認に係る事務手続については、4に準じて行い、規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

大震法施行令第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2及び第3の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、その限りではない。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

「緊急輸送車両証明書交付簿」（別記第12号様式）を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、緊急通行車両確認証明書と緊急輸送車両確認証明書をそれぞれ交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の

交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第3に記載の取扱いは行わないこと。

第5 管理

1 標章等の交付状況

主管課長は、標章、証明書及び規制除外車両事前届出済証の交付状況等について、「緊急通行車両等確認管理簿」（別記第3号様式）及び「規制除外車両事前届出管理簿」（別記第8号様式）により管理し、概ね1か月以上、交付の報告がない申出については、受理所属の状況を確認すること。

2 標章及び証明書の保管

標章及び証明書を適正に管理するため、「標章及び証明書受払簿」（別記第13号様式。以下「受払簿」という。）により、保管数を明らかにし、標章及び証明書を作成した際は、必要事項を記載すること。また、標章及び証明書が配分されたときは、備考欄に受領日と受領枚数を記載すること。

受払簿は、標章及び証明書の保管数増減の有無に関わらず、会計年度ごとに作成するものとし、年度当初に当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあっては、警部補）に確認を受けること。

確認を行った当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあっては、警部補）は、受払簿欄外に確認日を記載し押印すること。

なお、警察署及び方面本部交通課において保管している標章及び証明書については、災害発生前における緊急通行車両等の確認等の申出時には使用せず、災害発生時等における緊急通行車両の確認の際に使用するものとする。

※ 別表等は省略